

1 25日、カナダ政府は入国者に対する14日間の自己隔離を義務付ける旨発表したところ、その内容が同ホームページのTravel Adviceにおいて掲載されております。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice.html?topic=tilelink>

(要点)

(1) 新型コロナウイルスの症状を持たない者でも、カナダに入国する全ての者に対して14日間の自己隔離を義務付ける。

(2) カナダ到着時の入国手続きにおいて咳や熱、呼吸困難などの症状の確認がなされる。もしそれらの症状がある場合には、以下のとおりに行なければならない。

○ 自家用車等のプライベートな交通手段のみによって、速やかに自己隔離場所へ向かう。

○ お年寄りや医療措置下にあるような人達と接触することのない場所で自己隔離を行う。

(3) なお、症状があるが自己隔離する場所のない者については、首席公衆衛生官が指定する施設で14日間の隔離が求められる。

(4) 仮に症状がない場合でも、14日間の自己隔離を行い、自身の健康状態についてモニターしなければならない。

2 26日、移民難民市民権省は、新型コロナウイルスに伴う渡航制限とその免除対象についての情報を更新しました。

これにより、同ホームページにおいて呼びかけられていた、未だ渡航、上陸していない労働者、学生、永住者に対して渡航を待つてほしいとの呼びかけが削除され、渡航可能とされております。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-special-measures.html>

以上